JALは不当解雇を撤回せよ 公正な判決を!!

三月二十四日、日航不当解雇撤回を求め東京高等裁判前にて二〇〇名ほどが参加し、座り込み行動が行われた。全国港湾からは、中央単組および東京港湾、川港労協、全横浜港湾の京浜三港の総勢四十名が参加した。

日本航空は二〇一〇年一月十九日破綻し、十二月の大晦日にパイロット八十一名、客室乗務員八十四名を整理解雇した。百四十八名が東京地裁に提訴したが、二〇一二年三月に出された判決では、会社の主張を丸呑みした不当なもので、四月に控訴し現在東京高裁で争われ、二〇一三年十二月に結審しており、日航の不当解雇を撤回する、公正な判決に向けた取り組みの一環の行動で、四月にも同様の行動が予定されている。東京高裁では、五月十五日に客室乗務員、六月五日にはパイロットの判決日を迎えることになる。

全倉運各地で決起集会 大幅賃上げを!!

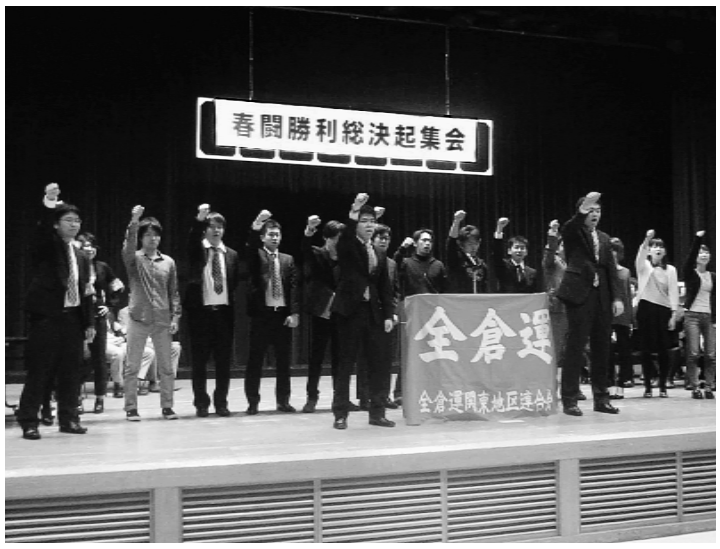

全倉運の関東・東海・大阪・神戸の各地区は、四月二日（水）に統一して二〇一四年春闘勝利総決起集会を開催し、賃金・一時金の大幅引き上げ、労働諸条件の改善など切実な春闘要求の実現に向け、各会場を合わせて四五〇名を超える組合員が結集した。

各会場へは全倉運中執三役も激励に駆けつけ、一四春闘では「消費税増税の要因を含む物価上昇による実質賃金の目減りを考慮した」ベースアップ獲得の実現に向けて、力強く交渉を推し進めようと呼びかけのアピールで会場を盛り上げ、最後は各地区とも団結ガンバローにて士気を高め、決起集会を締めくくった。

また、青年婦人部も「不払い残業の撤廃」など独自

藤木インスペクター日誌 ～承認されているの？編～

先日、ＩＴＦ協約を持つ船に訪船したときのことです。船長が、私のところへ来て「なんの用件ですか?」と聞くので「ＩＴＦの雑誌を持ってきました。それと「そこのＧ条項を読んでください」と聞くと「フム、フム」と読んでから、再び「わかったけど、誰かが君を承認しているというものを君は、持っていないんですか。なにも見せないで査察できるのは、ＰＳＣ査察官ぐらいですよ」と言うので私は、困ってしまいました。

そこでＩＴＦが発行しているＩＤカードの裏に何か書いてあったことを思い出したのです。

さっそくＩＤカードをケースカバーから取り出してカードの裏側を船長に見せたのでした。

船長は、納得したようで「わかった」と言いました。

書類のチェックを終えて帰ろうかとしたときに船長が「ビザがないと上陸できない国や基本的に上陸できないところがある。自分たちは、犯罪者でもないのに。ＩＴＦは、この問題を具体的にどう対処しているんだね」というようなことを執拗に聞くので私は、最後に困ってしまって（今日、歯医者の予約あるんだけどな～）と思いつつ「船長、すみませんが、帰ります」と言うなり、強引に下船しました。

私の背後で船長は、私をさらに困らせようと「君、私の質問に答えてないじゃないか」とほざいていました。

船員さんたちの雇用状況に関する書類を見せてください」と言うと「いいかい、私は、丁寧な言葉で聞いているだが、ここへ来るのに誰かから承認を受けるとか、アポイントを取るとかしましたか」というようなことを聞くので（このおっさん、なにを言うとんじゃ！）と思いましたが、思い直して「船長、スペシャル・アグリーメントを見たことがありますか、見たことがなければ先に出してもらえますか?」と聞き返しました。

するとぶつくさと言いながらやっと出してきたので

労働組合基礎講座

～監督機関について～

今号から労働基準法第十一章「監督機関（労働基準監督署等）」（九十七～百五条）の内容です。

■はじめに…この章では、労働基準法の完全な実施をはかるために、その監督組織を置くことが定められています。厚生労働省には労働基準局を、その下部組織に都道府県労働局と労働基準監督署を置き、実行する職員として労働基準監督官が置かれています。

労働基準監督官には、特別の資格が与えられています。立入検査権、強制検診の権限、有害物の収去の権限とともに、法の違反については、司法警察職員（後述）としての職務を行い、即時処分の権限も行使することができます。

■はじめに…この章では、労働基準法の完全な実施をはかるために、その監督組織を置くことが定められています。厚生労働省には労働基準局を、その下部組織に都道府県労働局と労働基準監督署を置き、実行する職員として労働基準監督官が置かれています。

労働基準監督官には、特別の資格が与えられています。立入検査権、強制検診の権限、有害物の収去の権限とともに、法の違反については、司法警察職員（後述）としての職務を行い、即時処分の権限も行使することができます。

■労働基準主管局長の権限（九十九条）…労働基準局長は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、都道府県労働局長を指揮監督し、法令の制定改廃、労働政策審議会、その他この法律の施行に関する職務を行います。同様に都道府県労働局長の職務が定められています。

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督のもと、基準法に基づく臨検（後述）、尋問、許可、認定、審査などの職務を行います。また、労働基準局長及び各府県労働局長は、労働基準監督署の権限を自ら行うことができます。

■女性主管局長の権限（百条）…女性主管局長（雇用均等・児童家庭局長）は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、女性労働者の特性に係る労働問題に関する職務を行います。

また、女性労働者の係る問題の調査については、主管局長の指揮下にある「雇用均等・児童家庭調査員」が労働基準監督官と同様の権限で職務を行うことができます。

■労働基準監督官の権限（百一条）…労働基準監督官は、事業場、その他附属建設物に職務執行のため、立ち入ることができます（臨検）。

また、帳簿（労働者名簿、賃金台帳）や関係書類の提出を求め、使用者や労働者に尋問を行うことができます。次号（司法警察職権等）に続きます。